

令和 7 年度 事業計画書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の精神にのっとり、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として次の事業を行う。

1. 会議の開催〔定款第 5 章、7 章〕

理事会の開催	(定例) 2 回〈6 月・3 月〉	(臨時) 随時
評議員会の開催	(定例) 1 回〈6 月〉	(臨時) 随時

2. 関係行政機関・関係団体等連絡調整事業

- (1) 関係行政機関並びに関係団体等との連絡調整を図る。〔定款第 4 条 7 号〕
- (2) 生活衛生関係営業に係る情報の収集につとめ、資料の提供を行う。〔定款第 4 条 5 号〕

3. 相談指導事業

(1) 中央相談指導事業

- ① 生活衛生営業相談室設置要綱に基づき相談室を設置し、融資、税務等の窓口相談並びに指導を行う。〔定款第 4 条 1 号〕【公 1】
- ② 利用者・消費者の苦情等の処理に関する業務を行う。〔定款第 4 条 2 号〕【公 1】
- ③ 相談指導顧問設置要綱に基づき相談指導業務の充実強化を図るため専門的知識を有する者を相談指導顧問として配置する。〔定款第 4 条 1 号〕【公 1】

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業【公 1・他 1】

- ① 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づき生活衛生関係営業の経営の健全化を促進するため、相談指導を行うと共に関係機関との連携強化を図る。〔定款第 4 条 1 号、7 号〕
- ② 生活衛生同業組合職員との連絡会議を開催する。〔定款第 4 条 5 号、6 号〕
- ③ 生活衛生営業経営特別相談員の新任養成に必要な講習会を開催する。〔定款第 4 条 1 号、4 号〕
- ④ 生活衛生営業経営特別相談員の業務遂行に適切な指導助言を行う。〔定款第 4 条 1 号〕
- ⑤ 生活衛生関係営業の経営改善にかかる連絡会議を開催する。〔定款第 4 条 1 号、4 号〕
- ⑥ 関係機関との連絡会議に参加する。〔定款第 4 条、5 号、6 号〕
- ⑦ 「融資のご案内」を作成し、生活衛生貸付について利用者に周知する。〔定款第 4 条 1 号、5 号〕

(3) 地区相談指導事業〔定款第 4 条 1 号〕【公 1】

地区生活衛生営業相談指導事業実施要綱に基づき地域の実情に応じた相談指導を行うため、地区生活衛生営業相談室を開設する。

(4) 巡回相談指導事業〔定款第 4 条 1 号〕【公 1】

営業所等を巡回し、経営指導員、経営特別相談員による相談指導を実施する。

4. 情報化整備事業〔定款第 4 条 1 号、5 号〕【公 1】

生衛業情報化整備事業実施要領に基づき、全国センターと都道府県指導センターをネットワーク化し、適切かつ効率的な経営相談、指導等業務に活用する。

また、生活衛生関係営業関連情報をホームページに掲載して発信する。

5. 後継者育成支援事業〔定款第4条1号、4号、6号〕【公1】

教育関係機関等の協力のもと、生衛業組合と連携しつつ事業を実施する。

6. 健康・福祉対策推進事業〔定款第4条4号〕【公1】

(1) 健康・福祉対策推進事業

感染症の発生を防止する体制を整えるため、新規開業予定の相談者に対し、「感染症予防に関するチラシ」及び「消毒グッズ」を配布し、感染症対策への取組意識の向上を図る。

(2) 生活衛生関係営業地域活性化連携事業

飲食店関係事業者等の高度な衛生管理手法であるHACCPの導入に向けた支援事業を実施する。

7. 消費者コールセンター事業〔定款第4条1号、4号、5号、7号〕【公1】

関係機関による消費者コールセンター事業検討会を開催し、対応状況について情報交換を行い、苦情の傾向や内容を分析し、緊密な連携を図ることにより、消費者・利用者からの苦情相談等について及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談が適切に対応できる体制の整備に努める。

また、地域別消費者相談事業として、消費者が身近に感じている不安を解消するため、社会情勢に応じた相談講習会を開催する。

8. 兵庫県受託事業〔定款第4条1号、5号〕【公1】

兵庫県知事から委託を受け、(株)日本政策金融公庫生活衛生融資の一般貸付に係る推せん事務を実施する。

9. 標準営業約款登録事業（クリーニング業・理容業・美容業・めん類飲食店営業・一般飲食店営業）〔定款第4条3号〕【公2】

(1) 利用者の選択の利便性を高めるため、標準営業約款登録を促進する。

(2) 行政発行機関紙等を活用して、SマークのPRに努める。

10. クリーニング師研修等受託事業〔定款第4条1号、4号〕【公3】

兵庫県知事より指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センターと委託契約を締結し、クリーニング師研修並びにクリーニング業務従事者講習事業を実施する。

11. 生活衛生営業振興事業〔定款第4条1号、2号、4号、5号、6号、7号〕【公4・他3】

公益財団法人として不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として定めた「生活衛生営業衛生水準向上・活性化事業実施要綱」に基づき、次の公益事業等を実施する。

(1) 公衆衛生の向上を目的とした事業

(2) 地域社会の健全な発展を目的とした事業

(3) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とした事業

12. (公財) 全国生活衛生営業指導センター受託事業〔定款第4条1号、5号〕

・景気動向調査等の調査を実施する。【他4】

・生衛業受動喫煙防止対策事業を実施する。【法】

13. 分野調整等協議会等事業〔定款第4条1号〕【他2】

分野調整事業協議会設置要領に基づき零細企業である生活衛生関係営業の健全な発展を図り、進出大企業との紛争等を的確に把握し、当事者間の自主的調整の促進等を円滑に実施するため協議会を設置し、分野調整全般にわたって調査検討を要する場合に協議会を開催する。

なお、現在検討課題がないため中止し、問題が発生した場合に再開する。

14. 全国生活衛生営業指導センター事業協力（全国センター経費負担）

(1) 経営特別相談員指導事業〔定款第4条1号、4号〕【公1】

経営特別相談員の経営指導上に必要な知識の充実と資質の向上を図るため研修会を開催する。

(2) 衛生水準の確保・向上事業〔定款第4条1号、5号〕【他3】

① 衛生水準の確保・向上推進会議

② 広報・啓発事業

組合員及び組合未加入者に対し、生衛法の意義、組合加入勧奨等についてチラシ、ホームページ等による広報活動を行うと共に行政機関からの情報に基づき、名簿を作成してダイレクトメールを実施する。

③ 新規営業許可届出施設等の情報の入手

行政機関から、令和6年度の新規営業許可者の名簿を入手し、業種別にエクセルファイルで整理し、組合加入勧奨の基礎資料として、県下各生衛組合に情報提供を行う。

④ 県生衛連絡協議会と連携し県知事等に、生衛組合、県指導センター、連絡協議会への支援要請を行う。

(3) 生活衛生関係営業経営支援事業〔定款第4条1号、5号、6号〕【公1】

経営状況が厳しい生衛業者への支援として、物価高騰、賃金引上げ等の対応に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進、資金繰り支援を行う。

(4) 経営支援に関するセミナーの開催〔定款第4条1号、6号〕【公1】

生衛業の収益力の向上等を目的に、行政、生活衛生同業組合と連携し、セミナーを開催する。

(5) 生衛業経営セミナーの開催〔定款第4条4号、6号〕【公1】

生衛組合の役職員等に対し、組合の運営及び組合員に対する指導等に必要な知識を習得させることを目的としてセミナーを開催する。